

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月1日</u>から9月30日までの期間内（公務の運営上当該期間内に勤務しないことが困難であると認められる場合にあつては、<u>7月1日</u>から10月31日までの期間内）における7日（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつてはその者の勤務時間等を考慮し、任命権者が町長の承認を得て別に定める日数）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月1日</u>から9月30日までの期間内（公務の運営上当該期間内に勤務しないことが困難であると認められる場合にあつては、<u>6月1日</u>から10月31日までの期間内）における7日（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつてはその者の勤務時間等を考慮し、任命権者が町長の承認を得て別に定める日数）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>